資 料 4

# 保育提供体制の確保のための実施計画について

## Ⅰ　実施計画について

こども家庭庁が令和6年12月に示した「保育政策の新たな方向性」によると、令和7年度以降の保育政策は、それまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から転換して、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実等を軸に進めることとなった。

これを受け、「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成した市が、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率の嵩上げ等の財政支援を受けられることとなった。この実施計画は、保育需要と提供体制に関する取組状況を見える化するものである。

そして、令和8年度以降については、財政支援を希望する場合は、当実施計画について、市こども審議会等で承認を得るなど、市における意思決定を行った上で、県に提出することとされている。

## Ⅱ　財政支援の対象について

＜特定教育・保育施設＞
①待機児童対策
：ⅰ 4月1日時点の待機児童が10人以上　→該当なし
　ⅱ過去3年のいずれかの4月1日時点の待機児童あり　**→対象として申請する**
　ⅲ就学前教育・保育施設整備交付金のうち設置主体の緩和にかかる経過措置　→該当なし
　ⅳ各年度の4月1日時点から翌年度4月1日時点にかけて、申込者数が50人以上増加する見込　→該当なし

②人口減少対策
：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎市町村　→該当なし

③地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策
：上記の課題のほか、保育提供体制確保にかかる課題が特に深刻　**→対象として申請する**

＜こども誰でも通園制度＞
・こども誰でも通園制度の実施に向けた整備の支援
：実施に向けて整備または改修を必要とし～　→該当なし

# 1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

2・3号認定についての実績と見込

| 保育提供区域 | 全域 |
|---|---|
| 保育提供区域の設定の考え方 | 幼稚園(認定こども園)については園区を設定せず、市内全域を一体的に捉えた供給体制を整えてきた経過がある。また、教育・保育施設等の分布に鑑み市内全域を1つの保育提供区域として設定した。 |

| | 年齢 | 令和7年4月1日 | 令和8年4月1日 | 令和9年4月1日 | 令和10年4月1日 | 令和11年4月1日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績 | 実績 | 見込み・計画数 | 見込み・計画数 | 見込み・計画数 |
| ①就学前児童数 | 0歳児 | 476. | 413. | 419. | 412. | 398. |
| | 1・2歳児 | 1,084. | 1,056. | 1,035. | 1,036. | 1,018. |
| | 3歳以上児 | 2,086. | 1,947. | 1,890. | 1,773. | 1,713. |
| | 合計 | 3,646. | 3,416. | 3,344. | 3,221. | 3,129. |
| ②保育ニーズ(申込者数) | 0歳児 | 68. | 57. | 48. | 46. | 43. |
| | 1・2歳児 | 601. | 613. | 577. | 588. | 586. |
| | 3歳以上児 | 1,215. | 1,188. | 1,181. | 1,140. | 1,125. |
| | 合計 | 1,884. | 1,858. | 1,806. | 1,774. | 1,754. |
| (②申込／①)率 | 0歳児 | 14.3% | 13.8% | 11.5% | 11.2% | 10.8% |
| | 1・2歳児 | 55.4% | 58.0% | 55.7% | 56.8% | 57.6% |
| | 3歳以上児 | 58.2% | 61.0% | 62.5% | 64.3% | 65.7% |
| | 合計 | 51.7% | 54.4% | 54.0% | 55.1% | 56.1% |
| (利用定員)数 | 0歳児 | 133. | 133. | 130. | 126. | 126. |
| | 1・2歳児 | 693. | 708. | 698. | 692. | 692. |
| | 3歳以上児 | 1,223. | 1,268. | 1,239. | 1,242. | 1,242. |
| | 合計 | 2,049. | 2,109. | 2,067. | 2,060. | 2,060. |
| 待機児童数 | 0歳児 | 0. | 0. | | | |
| | 1・2歳児 | 1. | 0. | | | |
| | 3歳以上児 | 0. | 0. | | | |
| | 合計 | 1. | 0. | | | |

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

| 申込者数(保育ニーズ)の算定式 | | 算定式に用いた要素の推計方法 |
|---|---|---|
| 0歳児 | 就学前児童数×申込率 | ○就学前児童数<br>・令和8年4月実績に令和7年3月時点の人口減少率推計を乗じた<br>○申込率<br>・令和2年から令和6年の申込率の減少率の平均を使用し、さらに伸びをなだらかにする補正率を乗じた |
| 1・2歳児 | 就学前児童数×申込率 | ○就学前児童数<br>・令和7年3月時点の人口推計を使用<br>○申込率<br>・令和4年から令和6年の申込率の増加率の平均を使用し、さらに伸びをなだらかにする補正率を乗じた |
| 3歳以上児 | 就学前児童数×申込率 | ○就学前児童数<br>・令和7年3月時点の人口推計を使用<br>○申込率<br>・令和2年から令和6年の申込率の増加率の平均×0.8を使用し、さらに伸びをなだらかにする補正率を乗じた |

# 2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

＜集計表＞

0歳児、1･2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における利用定員数の前年度比と「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」における各年度の「定員増減数(差引合計)」は一致させること

| | 定員増加を図る施設 | 定員減少を図る施設 | 定員増減数<br>(差引合計) | 検算用<br>(「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」の利用定員数(整備量)の前年度比) | エラーチェック<br>(当セルにおいて、エラーが生じた場合は、必ず右記の※留意事項をご確認いただき、エラーが生じていない状態でご提出ください。) |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度 | | | | | |
| 令和8年度 | 17.0 | -59.0 | -42.0 | -42.0 | ○ |
| 0歳児 | 0.0 | -3.0 | -3.0 | -3.0 | ○ |
| 1･2歳児 | 5.0 | -15.0 | -10.0 | -10.0 | ○ |
| 3歳以上児 | 12.0 | -41.0 | -29.0 | -29.0 | ○ |
| 令和9年度 | 3.0 | -10.0 | -7.0 | -7.0 | ○ |
| 0歳児 | 0.0 | -4.0 | -4.0 | -4.0 | ○ |
| 1･2歳児 | 0.0 | -6.0 | -6.0 | -6.0 | ○ |
| 3歳以上児 | 3.0 | 0.0 | 3.0 | 3.0 | ○ |
| 令和10年度 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| 0歳児 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| 1･2歳児 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | ○ |
| 3歳以上児 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | ○ |

R8.4.1時点での想定(見込)

＜定員増減の予定内訳＞

| | 施設名称(a) | 施設種別(b) | 実施内容(c) | 定員増減数(数のみ)(d) | (d)のうち 0歳児(e) | (d)のうち 1･2歳児(f) | (d)のうち 3歳以上児(g) | 実施内容(c)を行う年度(h) | 定員増減が発生する年度(i) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| No.1 | A | 保育所 | 定員変更(整備を行わずに定員のみ変更する場 | -20 | 0 | 0 | -20 | 令和8年度 | 令和8年度 |
| No.2 | B | 認定こども園 | 定員変更(整備を行わずに定員のみ変更する場 | -32 | -3 | -8 | -21 | 令和8年度 | 令和8年度 |
| No.3 | C | 小規模保育事業所 | 定員変更(整備を行わずに定員のみ変更する場 | -7 | 0 | -7 | 0 | 令和8年度 | 令和8年度 |
| No.4 | D | 認定こども園 | 定員変更(整備を行わずに定員のみ変更する場 | 17 | 0 | 5 | 12 | 令和8年度 | 令和8年度 |
| No.5 | E | 保育所 | その他 | 0 | -3 | 0 | 3 | 令和9年度 | 令和9年度 |
| No.6 | F | 小規模保育事業所 | 定員変更(整備を行わずに定員のみ変更する場 | -7 | -1 | -6 | 0 | 令和9年度 | 令和9年度 |
| No.7 | | | | 0 | | | | | |
| No.8 | | | | 0 | | | | | |
| No.9 | | | | 0 | | | | | |
| No.10 | | | | 0 | | | | | |

# 3. 保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

## (1)今年度受けたい採択及び財政支援

【採択の種類】
採択1:待機児童対策
　要件①　当該年度4月1日時点で待機児童数10人以上が見込まれる
　要件②　過去3年間のいずれかで待機児童数1人以上生じている、又は、
　　令和5年度と令和6年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施している
　要件④　当該年度の4月1日時点から翌年度4月1日時点にかけて、申込者数が 50 人以上増加すると見込まれる
採択2:人口減少対策
採択3:その他の地域課題

【採択により受けられる支援】
　待機児童対策
　　要件①　:　A(※1)、B(※1)、C、E、F、K、M、N
　　要件②　:　E、F、K、M、N
　　要件④　:　A(※1)、B(※1)、C
　人口減少地域　:　A(※2)、B(※2)、C
　その他地域課題　:　D、G、H、I、J、L

※1　待機児童対策のために定員増をともなう整備・改修
　　(財政力指数が1.0未満の市町村に限る)
※2　過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

### ①採択種類(あてはまるもの全て)

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 採択1(待機児童対策のうち要件①) | ○ | 採択1(待機児童対策のうち要件②) |
| | 採択1(待機児童対策のうち要件④) | | 採択2(人口減少対策) |
| ○ | 採択3(その他の地域課題) | | |

### ②財政支援(あてはまるもの全て)

| 選択欄 | 財政支援 | 必要な採択 |
|---|---|---|
| | A　就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)<br>※「待機児童対策」は「待機児童対策のために定員増をともなう整備・改修(財政力指数が1.0未満の市町村に限る)」が対象 | 待機児童対策(要件①④)／人口減少対策 |
| | B　保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)<br>※「人口減少対策」は「過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修」が対象 | 待機児童対策(要件①④)／人口減少対策 |
| | C　就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和) | 待機児童対策(要件①④)／人口減少対策 |
| ○ | D　保育士宿舎借り上げ支援事業 | 地域課題 |
| | E　民有地マッチング事業 | 待機児童対策(要件①②) |
| | F　保育利用支援事業 | 待機児童対策(要件①②) |
| | G　広域的保育所等利用事業<br>※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件 | 地域課題 |
| | H　都市部における保育所等への賃借料支援事業 | 地域課題 |
| ○ | I　利用者支援事業(基本型)　※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ | 地域課題 |
| ○ | J　利用者支援事業(特定型) | 地域課題 |
| ○ | K　一時預かり事業(一般型)　※緊急一時預かり事業のみ | 待機児童対策(要件①②) |
| | L　一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) | 地域課題 |
| | M　認可化移行運営費支援事業 | 待機児童対策(要件①②) |
| | N　幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 | 待機児童対策(要件①②) |

(2)－3
**待機児童対策として、貴市区町村が力を入れて取り組む課題を全て選択してください。**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ①認可保育所等の受け皿整備 | | ②認可保育所等以外の受け皿整備 | ○ | ③保護者と保育所等のマッチング |
| ○ | ④保育人材の確保 | | ⑤その他(具体的に: | | ) |

(2)－4
**(2)－3で選択した項目に対して、貴市区町村において取り組んでいる内容について具体的に記載してください。**

令和8年4月1日時点での待機児童数は0人となったものの、特定園を希望する入所待ち児童数は依然として発生している。市においては、各園と相談を重ねながら市内の地域的な事情を考慮した受け皿数の増減や、保育コンシェルジュによる窓口や出先での市民への細やかな案内を行っている。また、保育士確保対策として、補助金の整備、各種研修の開催、就職フェアの共催等に取り組んでいる。

(2)－5
**その財政支援を必要とする理由を記載してください。**

K 一時預かり事業(一般型)の緊急一時預かり事業
突発的な事情により一定期間の預かりが必要な場合、年度当初では地域によっては入所待ちが発生しており、年度途中ではさらに待機児童が増えるため、市内保育所等では対応が十分にできない。そのため、保育事業と別枠で緊急一時預かり事業が必要である。

(4)－1
**貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。**
※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

**①課題**

就学前こどもの数は減少しているが、共働き世帯やひとり親家庭の増加により、多様な保育ニーズが増えている。保育の質を維持するため保育士の確保・待遇改善が必要である。また、育児負担を感じる家庭への相談体制や支援の充実も必要である。

**②今後取り組むべき内容**

延長保育、一時保育、病児保育、乳児等通園支援事業の充実、保育士の人材育成と待遇改善、地域子育て支援拠点の活動充実等、地域社会全体で子育てを支えていく。

**※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数(ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください。)**

https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/21/gyomu/seisaku_keikaku/kosodate_kyoiku/32426.html
三田市こども計画(該当ページ数:86～100)

(4)－2
**その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。**

D 保育士宿舎借り上げ支援事業:保育士を安定的に確保するため、市外から転入して就職した保育士に対し、3年間を限度に実施している

I 利用者支援事業(基本型):市内2ヶ所において、全ての子育て家庭が地域の子育て支援、保健・福祉などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談・支援を行っている

J 利用者支援事業(特定型):こどもの教育・保育施設を探している家庭に対し、保育コンシェルジュが市役所窓口や子育て交流ひろば等において、情報提供や相談・支援を行っている